

中小企業信用保険法第2条第5項第5号（ロ）-①～③に基づく認定について

○認定要件（aとbの両方を満たす必要があります。）

a. 別に定める指定業種一覧にある業種のみを営んでいること。

※指定業種一覧及びその業種の定義については、中小企業庁HPでご確認下さい。

b. 中小企業信用保険法第2条第5項第5号に基づく認定業種のうち、主要原材料である原油等の価格が著しく上昇しているにもかかわらず、製品等価格の引き上げが著しく困難であるため、経営の安定に支障が生じていること。（次の①～③の条件を全て満たすこと）

①原油又は石油製品（以下、「原油等」という）の最近1カ月間の平均仕入単価が、前年同期の平均仕入単価と比べ20%以上、上昇していること。

②製品の製造もしくは、加工又は役務の提供（以下、「製品等」という）に係る売上原価に対する原油等の仕入価格の割合が20%以上であること。

③物の販売又は役務の提供価格（加工賃も含む）の引き上げが著しく困難であるため、最近3カ月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること。

○必要書類

【法人の場合】

- ・認定申請書 …2部
- ・売上高・原油等仕入価格比較表 …1部
- ・法人登記簿謄本（原本） …1部
- ・決算書1期分の写し（直近分） …1部
- ・原油等の最近3カ月間の平均仕入単価・平均仕入価格がわかる資料（請求書、領収書等）
- ・前年同期の平均仕入単価・平均仕入価格が分かる資料（請求書、領収書等）
- ・申込み時点における最近3カ月の各月試算表
- ・前年同月比試算表
- ・営んでいる事業が指定業種に属することが疎明できる書類等
（例：取扱い商品やサービス等を疎明できる書類、許認可証の写し等）

【個人の場合】

- ・認定申請書 …2部
- ・売上高・原油等仕入価格比較表 …1部
- ・確定申告書の写し（直近分） …1部
- ・原油等の最近1カ月間の平均仕入単価がわかる資料（請求書、領収書等）
- ・前年同期の平均仕入単価がわかる資料（請求書、領収書等）
- ・申込時点における最新の売上原価がわかる資料
- ・最新の売上原価に対応する原油等の仕入価格がわかる資料
- ・申込時点における最近3カ月間の原油等の各月の仕入価格がわかる資料
- ・前年同期の各月の仕入価格がわかる資料
- ・申込み時点における最近3カ月の各月売上のわかる資料（帳簿の写し等）
- ・前年同期の各月売上のわかる資料（帳簿の写し等）
- ・営んでいる事業が指定業種に属することが疎明できる書類等
（例：取扱い商品やサービス等を疎明できる書類、許認可証の写し等）

●申請受付・お問合せ

平群町役場 観光産業課 TEL：0745-45-1017

※本認定とは別に金融機関・信用保証協会による金融上の審査があります。

※認定を受けた後、金融機関・信用保証協会へ別途利用申し込みが必要です。